

障害者への各種制度について

【問合せ先】本庁障害・社会福祉課障害福祉グループ 電話(23)51111(内線2181)

各種手当

①特別児童扶養手当

【対象】Ⅱ重度または中度の障害のある20歳未満の児童を養育している父母など

【支給額】Ⅱ月額

- Ⅰ級(重度)Ⅱ5万1450円
- Ⅱ級(中度)Ⅱ3万4270円

*施設(母子入所を除く)に入所している場合は対象外です。

②障害児福祉手当

【対象】Ⅱ20歳未満で、重度の障害の状態にあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする方

*施設に入所している方は対象外です。
【支給額】Ⅱ月額1万4580円

③特別障害者手当

【対象】Ⅱ20歳以上で、重度の障害の状態にあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする方



重度心身障害者医療費助成制度

重度の身体障害者または知的障害者の方に対する医療費の助成制度です。医療保険適用の自己負担金について、医療機関に支払った後に申請されると、助成金が振り込まれます。

【対象】Ⅱ次のいずれかに該当される方

- ▼身体障害者手帳1・2級所持者
- ▼療育手帳A1・A2・B1(IQ35以下と判定された方)所持者
- ▼身体障害者手帳3級に該当し、かつ療育手帳B1(IQ50以下と判定された方)所持者

*子ども医療費助成制度やひとり親家庭等医療費助成制度よりも優先される。

軽度・中等度難聴児補聴器助成制度

難聴児の福祉の増進を図るため、身



体障害者手帳の交付対象にならない軽度・中等度の難聴児に補聴器の購入費の一部を助成します。

【対象】Ⅱ18歳未満で、両耳の聴力レベルが30dB以上70dB未満の児童(補聴器の装用により、言語の習得など一定の効果が見込めると、身体障害者福祉法第15条第1項に規定する耳鼻咽喉科の指定医師が判断する児童)

*dB(デシベル)は、音の大きさを示す単位。正常値が0で、難聴の程度が強くなるほど、この値が大きくなります。

高額障害福祉サービスなど

同一世帯に障害福祉サービスなどを利用する方が複数いる場合、申請により、利用者負担を負担上限月額まで軽減できる場合があります。



障害福祉の相談窓口 (基幹相談支援センター・虐待防止センター)

障害に関する相談に応じ、障害福祉サービス利用手続きなどの支援を行います。

また、障害者虐待防止センターとして相談・通報を受け付け、虐待防止のための支援も行います。虐待・権利侵害などを受けた、または発見した場合、速やかに相談・通報してください。

基幹相談支援センター(虐待防止センター)

名称	住所	電話番号	ファクス番号
可愛会	〒895-0065 宮内町2641	(22)0112	(22)0116
サニーサイド	〒895-0072 中郷町4708-1	(21)1221	(21)1221
エンジョイ 縁joy	〒899-1921 水引町3247-1	(26)2463	(26)2430

【虐待防止センターの夜間・休日受付専用電話】☎080(5803)5358

指定福祉避難所

本市は、7カ所の障害者支援施設などと福祉避難所の協定を締結しています。

*福祉避難所利用の際は、市役所への連絡が必要です。

*あらかじめ予測可能な避難(予防避難)の場合は、短期入所などの障害福祉サービスを利用ください。利用に際しては、障害支援区分認定が必要です。事前に障害・社会福祉課に相談ください。

福祉避難所

- ▼亀山苑(宮内町)
- ▼川内なすな園(五代町)
- ▼薩来園(入来町副田)
- ▼川内自興園(百次町)
- ▼新葉学園(樋脇町塔之原)
- ▼麦の芽福祉会(中郷町)
- ▼ファミリーHP薩摩(水引町)

福祉タクシー等利用券

【対象】Ⅱ市内に居住し、次のいずれかに該当する方(①～③は普通自動車免許保持者を含む)

- ①身体障害者手帳1・2級所持者
- ②療育手帳A1・A2所持者
- ③精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ④身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持

公共交通機関普通運賃割引制度

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は、バスなどの公共交通機関を利用する際に手帳を提示すると、普通運賃が半額になります。また、第一種

甌地域精神障害者受診旅費助成金

【対象】Ⅱ甌島地域に住所を有し、自立支援医療(精神)受給者証をお持ちの方

【助成対象経費】Ⅱ精神疾患の治療のため、利用した甌島地域各港と川内港または串木野新港間の船舶旅客運賃

*離島割引適用後の高速船運賃往復額が対象経費の上限です。

【助成金額】Ⅱ対象経費に2分の1を乗じた額(100円未満の端数は切り捨て)

身障者用駐車場利用証制度(パーキングパーミット制度)

身体障害者、A1・A2の方は、介護人も普通運賃が半額になります(介護人証の提示が必要となります)。

身障者用駐車場を適正に利用いたたくため、障害のある方など歩行が困難と認められる方に対して、「身障者用駐車場利用証」を交付しています。

申請方法、交付対象者などについては、県ホームページ(<http://www.pref.kagoshima.jp/>)を確認ください。か、直接問い合わせください。

- ・川薩保健所(隈之城町)
- ・ハートピアかこしま(鹿児島市)



*利用証をお持ちでない方は、この制度を理解いただき、身障者用駐車場表示板のある駐車場に駐車しないなど、理解と協力をお願いします。

【申請・問合せ先】Ⅱ北薩地域振興局地域保健福祉課(川薩保健所内)
☎(23)3166

*各種制度について、詳しくは障害・社会福祉課に問い合わせください。